

13 原則	43 審査項目	対応状況	評価 時点	自己評価内容	証憑書類
[1] 組織運営等に関する基本計画を策定し、公表すべきである。	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること。	毎年、2020年度を含む将来5年間の中長期計画を、作成・見直し・公表することを実施する (P15~19 参照)。	2021年 3月末日	2020年4月作成の中期(5年)計画の2021年3月末段階の実績評価を別表 (P15~22) にまとめている。	組織運営等に関する基本計画 : 2020年度~2024年度 (5年間)
			2022年 3月末日	2020年4月作成の中期(5年)計画の2022年3月末段階の実績評価を別表 (P22~27) にまとめている。	同上
			2023年 3月末日	2020年4月作成の中期(5年)計画の2023年3月末段階の実績評価を別表 (P22~27) にまとめている。	同上
	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表する事。	上記に含む。	2021年 3月末日	2020年4月作成の中期(5年)計画の2021年3月末段階の実績評価を別表 (P22~27) にまとめている。	同上
			2022年 3月末日	2020年4月作成の中期(5年)計画の2022年3月末段階の実績評価を別表 (P22~27) にまとめている。	同上
			2023年 3月末日	2020年4月作成の中期(5年)計画の2023年3月末段階の実績評価を別表 (P22~27) にまとめている。	同上

	(3)財務の健全性確保に関する計画を策定し、公表すること。	<p>現状は、年度単位で収支均衡をはかることを財務の基本原則として徹底している。将来指向としては、事業規模拡大をはかるためには収入金額の拡大が必要である。</p> <p>1. 会員数を毎年10%ずつ拡大することを目標とし、会費収入を増やす。</p> <p>2. 団体賛助会員を毎年1社ずつ確保することを目標とし賛助金収入を5万円/年ずつ拡大する。</p> <p>3. 屋内外の施設、備品、競技ツールなどの斡旋、供給を行う事業を始め収益を確保することを検討する。</p> <p>これらのことを、5年間の中長期計画として、公表する。</p>	2021年 3月末日	2020年4月作成の中期(5年)計画の2021年3月末段階の実績評価を別表(P22~27)にまとめている。	同上
			2022年 3月末日	2020年4月作成の中期(5年)計画の2022年3月末段階の実績評価を別表(P22~27)にまとめている。	同上
			2023年 3月末日	2020年4月作成の中期(5年)計画の2023年3月末段階の実績評価を別表(P22~27)にまとめている。	同上
[2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1)-①外部理事の目標割合(25%以上)および女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じる事。	<p>全理事数を約20名とし、</p> <p>1. 外部理事を2021年度に2名、2023年度に4名とする。学識経験者、他スポーツ団体等より募集する。</p> <p>2. 女性理事は2021年度に2名、2023年度に4ないし5名とする。主として女性会員から募集する。</p> <p>女性会員数比率は35%であるので、ほぼ妥当と思う。</p>	2021年 3月末日	2020年4月作成の中期(5年)計画の2021年3月末段階の実績評価を別表(P22~27)にまとめている。	同上
			2022年 3月末日	2020年4月作成の中期(5年)計画の2022年3月末段階の実績評価を別表(P22~27)にまとめている。	同上
			2023年 3月末日	2020年4月作成の中期(5年)計画の2023年3月末段階の実績評価を別表(P22~27)にまとめている。	同上

(1)-②評議委員会を置く NF においては外部評議員および女性評議員の目標を設定すると共に、その達成に向けた具体的な方策を講じる事。	社員総会によって評議委員会の機能を兼務しているので評議委員会は将来ともに設置する構想はない。	2021年 3月末日	左記のとおり	
		2022年 3月末日	同上	
		2023年 3月末日	同上	
(1)-③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じる事。	障がい者選手については、障がい者 LB 部がその機能を果たしている。健常者選手については、技術・競技部がその機能を果たしている。将来的には、健常者選手も含めて National Squad 制度を構築し、併せてアスリート委員会を設置することを指向する。	2021年 3月末日	競技指向ボウラーと一般ボウラーとの区分がまだ無く、従って National Squad 制度の構想がまだまとまらない。従って、アスリート委員会の設置も未達である。ただ、選手の意見を組織運営に反映させる機能は、障がい者 LB 部および技術・競技部が果たしている。	
		2022年 3月末日	アスリート委員会は2021年度最終理事会（2022年4月10日開催）において設置を議決し、委員長に技術・競技部長、副委員長に障がい者LB部長、委員として6名（障がい者男女選手各1名、健常者男女選手各1名、若手男女選手各1名）を任命した。	
		2023年 3月末日	2022年度から競技指向を希望する会員に対して「強化訓練プログラム」を作成して適用を開始し、ある程度の成果の手ごたえもあった。しかし、一部の会員から反対の声が出て、2023年度は「強化訓練プログラム」を適用する対象を固定する進め方は一旦取りやめることとなった。	

(2)理事会を適正な規模とし、実効性の確保をはかること。	理事候補の推薦は各所属団体から1名（構成員数20名以上の団体は2名）という原則は継続し、理事候補の人数確保をはかる。資質・能力を優先しての理事選任とする原則を強化することを5年間を通じて徹底する。	2021年 3月末日	女性理事比率40%、外部理事比率25%を達成するために理事総数上限を25名から30名に上げる定款改訂を2021年8月に臨時総会を開催して議決の予定でいる。	「役員及び職員等の選任規程」（2017年4月15日制定）
		2022年 3月末日	女性理事比率40%、外部理事比率25%を達成するために理事総数上限を25名から30名に上げる定款改訂を2021年8月14日に臨時総会を開催して議決した。	「定款」および「役員候補者選考委員会規程」（2021年4月4日制定・施行）
		2023年 3月末日	2022年度も理事総数は前年度24名とほぼ同レベルの25名に抑えた上で、女性理事比率＝ $9/25=36\%$ 外部理事比率＝ $4/25=16\%$ とほぼ目標値に近い状態を達成することが出来た。次年度は役員改選期であるが、この目標値は引き続いて維持できる見込みである。	
(3)-①理事の就任時の年齢に制限を設けること。	全理事数を約20名とし、そのうち過半数は60才代以下とすることを毎年の目標とする。（現状は8名で未達。かつ毎年高齢化が進むことで若返りは容易ではない。）	2021年 3月末日	2020年度定期総会（2021年4月4日開催）による理事改選では60才代以下理事が総数24名中12名となる予定である。	
		2022年 3月末日	2020年度定期総会（2021年4月4日開催）による理事改選では60才代以下理事が総数24名中12名となった。新しく登用した女性理事4名が全員60才代以下であることによる。	
		2023年 3月末日	2022年度は理事総数は前年度より1名増えて25名となったが、60才代以下理事総数は16名となりある程度の若がえりは図られた。	

<p>(3)-②理事が原則として10年を越えて在任することがないように在任回数の上限を設けること。</p>	<p>2008年8月法人設立以降から現在まで継続して12年間在任している理事が3名ある。余人をもって代えがたい存在であるが、2023年度からは在任継続年数上限10年を規定化する(定款改訂)。</p>	2021年3月末日	2020年度定期総会(2021年4月4日開催)による理事改選でも左記の3名(山田、児島、黒沢)は余人をもって代えがたい存在であるため留任の予定である。	
		2022年3月末日	2020年度定期総会(2021年4月4日開催)による理事改選でも左記の3名(山田、児島、黒沢)は余人をもって代えがたい存在であると認められ、留任を承認・決定した。	
		2023年3月末日	2022年度も上記の状態は改善することは出来なかった。	
<p>(4)独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること。</p>	<p>現状は、各所属団体からの推薦により決定しているが、2021年度からは前年度会長、理事長、副理事長および監事による理事、監事候補者検討委員会を発足させて、各所属団体との協働で推薦者リストを作成することにする(特に、若返り、女性登用、外部人材登用をはかるために)。</p>	2021年3月末日	2020年度最終理事会および定期会員総会(2021年4月4日開催)において役員候補者選考委員会規程を制定して施行することになっている。	
		2022年3月末日	2020年度最終理事会および定期会員総会(2021年4月4日開催)において「役員候補者選考委員会規程」を承認、議決した。引き続き定期会員総会において、2020年度暫定の役員候補者推薦委員会(山田会長、奥田理事長、坂本副理事長、森事務局長で構成)が2021/2022年度の役員(理事および監事)候補者リストを提案し、満場一致で承認、議決された。さらに引き続き、同日開催の2021年度第1回定期理事会において、上記の役員候補者推薦委員会委員長(山田氏)が	「役員候補者選考委員会規程」(2021年4月4日制定)

				<p>2021/2022 年度の役職（会長、理事長、副理事長）推薦リストを提案し、満場一致で承認、議決された。</p> <p>2021 年度第 3 回定期理事会（2021 年 11 月 28 日開催）において 2021/2022 年度「役員候補者選考委員会」委員として森会長、児島理事長、安田副理事長、合田副理事長の 4 名が承認、議決された。</p> <p>2021 年度定期会員総会(2022 年 4 月 10 日開催予定)の役員改選における役員候補者の選考業務を進めることになる。</p>	
			2023 年 3 月末日	任期終了に伴う 2022/2023 年度の新役員選挙(2022 年 4 月 10 日開催の理事会、総会にて)については上記 4 名の委員会から推薦した役員候補者案がそのまま承認・決定されて無事に任務を終了した。	
[3] 組織運営等に必要な規定を整備すべきである。	(1)NF およびその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規定を整備すること。	法令遵守のための規定は次のものを整備している。 1. 倫理規定（役職員、その他構成員の全てが対象） 2. 懲戒規定（役職員、その他構成員の全てが対象）	2021 年 3 月末日	左記のとおり。	「倫理規程」 「懲戒規程」 両規程ともに、 2020 年 4 月 1 日より施行
			2022 年 3 月末日	同上	
			2023 年 3 月末日	同上	

(2)-①法人の運営に関して必要となる一般的な規定を整備しているか？	運営に関して必要となる事項をその都度に内規として積み上げてきている。	2021年 3月末日	左記のとおり。 2020年度最終理事会（2021年4月4日開催）においても新しく4件の規程の施行が審議・承認される予定である。	「NPO法人ローンボウルズ日本内規集」（2010年12月初版、2014年8月追記・修正版）
		2022年 3月末日	2020年度最終理事会および会員総会（2021年4月4日開催）において右記の4件の規程が承認、議決された。	「コンプライアンス委員会規程」 「役員候補者選考委員会規程」 「寄付金取り扱い規程」 「反社会的勢力への対応に関する規程」 以上4件は2021年4月4日制定・施行
		2023年 3月末日	2021年度最終理事会および会員総会（2022年4月10日開催）において右記の2件の規程が承認、議決された。	「アスリート委員会規程」 「アンチ・ドーピング委員会規程」 以上2件は2022年4月10日制定・施行
(2)-②法人の業務に関する規定を整備しているか？	事務局職員の業務に関する規定は、マニュアル等として積み上げてきている。	2021年 3月末日	左記のとおり	「NPO法人ローンボウルズ日本内規集」（2010年12月初版、2014年8月追記・修正版）
		2022年 3月末日	同上	
		2023年 3月末日	同上	

(2)-③法人の役職員の報酬等に関する規定を整備しているか？	規定している。 1. 役員は無報酬 2. 事務局職員は、ボランティア謝金 2,500 円/月・人 としている。	2021 年 3 月末日	左記のとおり	「役員（理事および監事）の報酬規程」平成 26 年 5 月 31 日制定） 「職員（事務局長および会計担当事務局員）の給与規程」（平成 26 年 8 月 24 日制定）
		2022 年 3 月末日	同上	
		2023 年 3 月末日	同上	
(2)-④法人の財産に関する規定を整備しているか？	法人の財産は基本的に現金のみであり、その出納は必ず銀行口座を介して行うことを原則とするというマニュアルにより実行している。	2021 年 3 月末日	左記のとおり	「会計業務マニュアル」（平成 29 年 3 月制定）
		2022 年 3 月末日	同上	
		2023 年 3 月末日	同上	
(2)-⑤財政的基盤を整えるための規定を整備しているか？	収益事業を持たない NPO 法人であるので、財政的基盤は基本的には会員からの年会費、会員からの賛助金・寄付金、および外部団体からの補助金、助成金に依存している。従って財政的基盤強化の基本的な中期計画は、 1. 会員数の増加活動の強化 2. 情報公開強化による外部団体からの賛助金・寄付金の拡大である。	2021 年 3 月末日	財政的基盤を拡大するための定量的中期計画を持っているが、2020 年度は新型コロナウイルス感染防止対策のため全国規模の大会等はすべて中止とした影響により、会員数の増加は達成できなかった。また、外部団体から賛助金・寄付金を得るような事業も実施できなかった。	
		2022 年 3 月末日	財政的基盤を拡大するための定量的中期計画を持っているが、2021 年度も新型コロナウイルス感染対策のため全国規模の	

				大会等はすべて中止とした影響により、会員数の増加は達成できなかった。さらに特別措置として会員年会費の半額化も実施した。また、外部団体から賛助金・寄付金を得るような事業も実施できなかった。	
			2023年 3月末日	新型コロナウイルス感染対策が一定の落ち着きを見せたことから、2022年度は日本選手権大会およびその地区予選会を開催した。また第7回ジャパンオープン国際大会を開催した。これにより、会員年会費も正規の金額に戻した。これらにより年収規模は前年度より若干上昇傾向に転じた。しかし、根本的な改善の条件の見通しは立っていない。	
(3)代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規定その他選手の権利保護に関する規定を整備すること。	選手選考規定を制定して、公平かつ合理的に選考するように実行している。	2021年 3月末日	2020年度は新型コロナウイルス感染拡大により、選手選考を必要とするような大会はすべて中止となった。	「障がい者ローンボウルズ部 代表選手選考規程」 (平成29年4月15日制定)	
		2022年 3月末日	2021年度も新型コロナウイルス感染拡大により、選手選考を必要とするような大会はすべて中止となった。		
		2023年 3月末日	従来は障がい者選手のみを対象とした選手選考規程のみを文書化していたが、2022年度からこれを健常者選手も統合した新しい「選手選考委員会規程」とするべく検討を開始した。2023年度中には理事会にて正式決定とする予定。JPSA 法務相談窓口の指導を得て進めている。		

(4)審判員の公平かつ合理的な選考に関する規定を整備すること。	審判員は2年ごとに開催する「公式審判員資格認定、更新講習会」で合格した者から公平に指名することを実行している。この講習会の内容はIF（世界ローンボウルズ連盟）の定めたものに準拠して行っている。	2021年 3月末日	2021年度が「公式審判員資格認定、更新講習会」の開催年度としているために2020年度はこれを開催しなかった。	「BJ 主催日本選手権大会（地区予選会も含む）における審判員の指名の実施指針」（2009年12月27日理事会にて決定）
		2022年 3月末日	2021年度「公式審判員資格認定、更新講習会」を次の通りに開催した。 関東地区講習会： 2021年12月11日（土）9:00-17:00 受講者 16名 合格者数 11名 関西地区講習会： 2021年6月27日（日）9:00-17:00 2021年11月27日（土）9:00-12:00 受講者 30名 合格者数 15名	
		2023年 3月末日	2023年度が「公式審判員資格認定、更新講習会」の開催年度としているために2022年度はこれを開催しなかった。	
(5)相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせを出来る体制を確認すること。	必要に応じて、神戸市企画調整局つなぐラボ NPO 法人担当あるいは認定NPO 法人 市民活動センター神戸（神戸市委託の認定 NPO 法人制度相談窓口）に適切な相談できる弁護士、公認会計士を紹介してもらうようにしている。 これまでに相談の実績はない。将来的には、顧問弁護士、顧問公認会計士を持つことも模索したい。	2021年 3月末日	法律に関する専門家としては弁護士資格を有する外部理事を2021年度から1名、理事に加えることを確定している。NPO 法人会計に関する相談窓口としては左記のとおり、神戸市企画調整局つなぐラボ NPO 法人担当あるいは公益財団法人 ひょうごコミュニティ財団*（神戸市委託の認定 NPO 法人制度相談窓口）に相談したりあるいは指導を受けている。〈*〉市民活動センター神戸が統合された団体	

			2022年 3月末日	2020年度定期会員総会（2021年4月4日開催）において野口善國弁護士が外部理事として就任することを承認・議決した。NPO法人会計に関する相談窓口としては左記のとおり、神戸市企画調整局つなぐラボ NPO 法人担当あるいは公益財団法人ひょうごコミュニティ財団（神戸市委託の認定 NPO 法人制度相談窓口）に相談したりあるいは指導を受けている。	
			2023年 3月末日	同上	
[4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること。	2020年度からコンプライアンス委員会を発足し、当面は4カ月に1回の会合を持つことにしている。	2021年 3月末日	2020年度から理事2名をコンプライアンス委員に任命して活動を開始した。2020年度は主としてガバナンスコード適合性審査に合格するための活動に専念した。2021年度から弁護士1名および学識経験者（大学教授）1名の2名をコンプライアンス委員に任命することが確定している。	
			2022年 3月末日	2021年度から次の通りコンプライアンス委員会を発足させた。 委員長：森 紘一（理事、会長） 副委員長：山田 誠（理事） 委員：野口善國（弁護士） 委員：田原淳子（国学院大学教授） ただし、2021年4月1日から2022年3月31日までの間で会合は一度も持つことはなかった。	

			2023年 3月末日	2022年度も委員は上のメンバーが留任した。ただし今年度もコンプライアンス委員会で討議するような課題が見当たらないため、2022年4月1日から2023年3月31日までの間で会合は一度も持つことはなかった。	
	(2) コンプライアンス委員会の構成員に、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること。	2020年度は配置なし。 2021年度から学識経験者を配置することにする。	2021年 3月末日	2020年度は配置なし。 2021年度から学識経験者を配置することにする。	
			2022年 3月末日	2021年度から次の通りコンプライアンス委員会を発足させた。 委員長：森 紘一（理事、会長） 副委員長：山田 誠（理事） 委員：野口善國（弁護士） 委員：田原淳子 （国学院大学教授）	
			2023年 3月末日	2022年度も上記メンバーが留任	
[5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。	(1) NF 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること。	2020年度から、理事会開催に合わせて、役職員に対するコンプライアンス講話をコンプライアンス委員長から実施する。	2021年 3月末日	2020年11月28日(土) 16:00 - 17:00に、役員（理事）および職員（事務局長、事務局員）を対象にしたコンプライアンス研修会を開催した。 講師は日本スポーツ仲裁機構 仲裁・調停専門員、弁護士 恒石直和氏にお願いした。 ① ガバナンスコードで定められている13の原則について	

			<p>② ガバナンスコードが定められた背景について</p> <p>③ ガバナンス・コンプライアンス不全の例について</p> <p>④ ガバナンス・コンプライアンス不全の予防策について</p> <p>⑤ ガバナンスコード適合性審査に向けて着手すべき優先事項</p> <p>⑥ 日本スポーツ仲裁機構の自動応諾条項について</p> <p>について研修した。</p>	
		2022年 3月末日	<p>2021年11月28日(日) 15:00 – 16:00に、役員(理事)および職員(事務局長、事務局員)を対象にしたコンプライアンス研修会を開催した。</p> <p>講師は森コンプライアンス委員会委員長が務めた。</p> <p>教育内容：2021年度ガバナンスコード適合性自己申告資料に基づく「今後の当法人として取り組むべきコンプライアンス上の重点課題について」</p>	
		2023年 3月末日	<p>2022年度は「アンチドーピング教育」について重点的に研修会を開催したが、コンプライアンス一般に関してはニーズも低く、研修会等は開催しなかった。</p>	

(2)選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること。	2020年度から、国際大会派遣選手団が決定の都度、大会派遣前に、コンプライアンス講話をコンプライアンス委員長から実施する。	2021年 3月末日	2020年度は新型コロナウイルス感染拡大により、国際大会がすべて中止となり対象となる選手団も選考されなかった。	
		2022年 3月末日	2021年度も新型コロナウイルス感染拡大により、国際大会がすべて中止となり対象となる選手団も選考されなかった。が	
		2023年 3月末日	2023年2月のアジア選手権大会（マレーシア）に派遣が決定された選手（男子5名、女子5名、ジュニア2名、スタッフ2名）に対して森コンプライアンス委員会委員長が「日本チームとして恥ずかしくないマナーとルールの遵守および好成績の達成」について訓話を行った。	
(3)審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること。	公式審判員資格認定、更新講習会（前述）の際にコンプライアンス教育のカリキュラムも含める。	2021年 3月末日	2021年度が「公式審判員資格認定、更新講習会」の開催年度としているために2020年度はこれを開催しなかった。	
		2022年 3月末日	2021年度「公式審判員資格認定、更新講習会」を次の通りに開催し、座学講習で審判員の責務についてしっかりと講習した。 関東地区講習会(受講者16名)： 2021年12月11日(土)9:00-17:00 関西地区講習会(受講者30名)： 2021年6月27日(日)9:00-17:00 2021年11月27日(土)9:00-12:00	
		2023年 3月末日	2023年度が「公式審判員資格認定、更新講習会」の開催年度としているために2022年度はこれを開催しなかった。	

[6]法務、会計等の体制を構築すべきである。	(1)法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることが出来る体制を構築する事。	税務、会計については会員の中に大手企業の会計実務経験者がいるので必要に応じて日常的にサポートを受けている。更に、必要となる場合は[3]- (5)に記載の体制で対応する。法律に関しては[3]- (5)に記載の体制となる。	2021年 3月末日	法律の専門家として、弁護士資格を有する人を外部理事として就任させることを2020年度定期会員総会（2021年4月4日開催）において承認・決定する予定である。	
			2022年 3月末日	2020年度定期会員総会（2021年4月4日開催）において野口善國弁護士を外部理事として就任させることを承認・議決した。	
			2023年 3月末日	外部理事として野口善國弁護士が引き続き就任している。	
	(2)財務、経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を順守すること。	財務、経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を順守している。毎年度末に NPO 法で定められている会計報告書類をきちんと監督官庁に提出し、監督を受けている。	2021年 3月末日	左記のとおり	
			2022年 3月末日	同上	
			2023年 3月末日	同上	
	(3)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること。	過去12年間にわたって、2年に1回ずつ日本スポーツ振興センターのくじ助成金を得て、その適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守して、国際ローンボウルズ大会を開催してきている。	2021年 3月末日	2020年12月8日（火）16:00 – 18:00に、日本スポーツ振興センターによる2019年度事業を対象としたスポーツ振興事業助成金の抜き取り実態調査を受け、詳細な会計資料の調査を受けたが、問題なく調査完了の結果を受けている。	
			2022年 3月末日	2020年度、2021年度は新型コロナウイルスの影響で、日本スポーツ振興センターのくじ助成金を得ての国際ローンボウルズ大会開催は見送ってきている。	

			2023年 3月末日	2022年度10月に新型コロナウイルス対策を取りつつ「第7回ジャパンオープン国際ローンボウルズ大会」を日本スポーツ振興センターのスポーツ振興事業助成金を得て開催した。法令、ガイドライン等を遵守して、計画通りに完了できた。	第7回ジャパンオープン国際ローンボウルズ大会事業終了報告書
[7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行う事。	NPO法に基づき、当法人のホームページ上での開示、内閣府NPO法人ホームページ上での開示、当法人事務所での備え置き開示を行っている。	2021年 3月末日	NPO法に基づき、当法人のホームページ上での開示、内閣府NPO法人ホームページ上での開示、当法人事務所での備え置き開示を行っている。	
			2022年 3月末日	同上	
			2023年 3月末日	同上	
(2)-①選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること。	選手選考基準は規定を設けてその通りに実施している。選考結果は当法人の情報誌により開示している。選手等から選考結果に関する詳細な事情の説明依頼があれば文書等により回答している。 国内大会は募集案内を構成会員全員に配布、国際大会については選考規定に沿って選考し結果を開示している。		2021年 3月末日	2020年4月から2021年3月までの1年間は、新型コロナウイルス感染対策で、選手選考の必要な大会の開催は無かった。	
			2022年 3月末日	2021年4月から2022年3月までの1年間も、同上。	
			2023年 3月末日	2023年2月開催アジア選手権大会（マレーシア）および2023年9月開催世界選手権大会（オーストラリア）への日本代表選手選考に関して、「選手選考基準」を明示して選手募集を行い「選手選考委員」により選考を実施し、その結果を「BJブリテン」により公表した。選考結果に対する不平申し立てはなかった。	

	(2)-②ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること。	2020年度から、ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を当法人の情報誌により開示する。	2021年 3月末日	2021年10月末に、「ガバナンスコード適合性審査基準にもとづく自己申告資料」を当法人のホームページ上に公開している。	
			2022年 3月末日	2022年10月末に、「ガバナンスコード適合性審査基準にもとづく自己申告資料」を当法人のホームページ上に公開している。	
			2023年 3月末日	2023年10月末に、「ガバナンスコード適合性審査基準にもとづく自己申告資料」を当法人のホームページ上に公開している。	
[8] 利益相反を適切に管理すべきである。	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じうる利益相反を適切に管理する事。	役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に利益相反を生じる恐れのある案件が発生した場合は、臨時理事会を招集して適切に判断し処理する事に行っている（利益相反ポリシーにて）。	2021年 3月末日	この1年間で、利益相反を生じる恐れのある案件の発生は0件であった。	
			2022年 3月末日	同上	
			2023年 3月末日	同上	
	(2) 利益相反ポリシーを作成すること。	利益相反ポリシーを作成している。	2021年 3月末日	利益相反ポリシーを作成している。	「利益相反ポリシー」 (2020年8月15日制定)
			2022年 3月末日	同上	
			2023年 3月末日	同上	
[9] 通報制度を構築すべきである。	(1) 通報制度を設けること。	当法人の「懲戒規定」第4条に、「会員および役職員は、違反行為を発見したときはこれを理事長に直接申告する」と明記し、理事長が通報制度の受付窓口であることを明示している。また、	2021年 3月末日	この1年間で、理事長に通報のあった案件および外部通報窓口に通報のあった案件は0件であった。	
			2022年 3月末日	同上	

		外部通報窓口として、 1. 日本障がい者スポーツ協会総務部相談窓口 Tel 080-7801-6611 Fax 03-5641-1213 E-mail soumu@jsad.or.jp 2. 日本スポーツ仲裁機構相談窓口 Tel 03-6812-9257 Fax 03-6812-9258 E-mail info@jsaa.jp が利用できることを会員、役職員に広報している。	2023年 3月末日	同上	
	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計者、学識経験等の有識者を中心に整備すること。	「通報を受けた理事長は、その内容に応じて適切な「調査委員」を指名して、事実確認・調査を実施させる」ことを「懲戒規定」第5条に明記している。運用実態を見て、必要であれば調査委員に弁護士、公認会計者、学識経験等の有識者を加えることを考慮する。	2021年 3月末日	この1年間で理事長に通報の有った案件および外部通報窓口に通報のあった案件は0件であった。	
2022年 3月末日			同上		
2023年 3月末日			同上		
[10] 懲罰制度を構築すべきである。	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容および処分に至るまでの手続きを定め、周知すること。	「懲戒規定」に必要な手続きを定めている。会員および役職員への周知は、広報誌などにより行っている。	2021年 3月末日	左記の通り。	「懲戒規定」
			2022年 3月末日	同上	
			2023年 3月末日	同上	
(2) 処分審査を行う者は、中立性および専門性を有する事。	処分審査は、理事長が会員ならびに役員または学識経験者からなる5名以上の委員を指名して「懲戒委員会」がこれを行うことを「懲戒規定」第6条に規定している。		2021年 3月末日	この1年間で、懲戒委員会の開催が必要となる案件は0件であった。	
			2022年 3月末日	同上	
			2023年 3月末日	同上	

[11]選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1)NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること。	日本障がい者スポーツ協会を通じて、日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。	2021年 3月末日	この1年間で、日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁利用となる案件は0件であった。	
			2022年 3月末日	同上	
			2023年 3月末日	同上	
	(2)スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること。	「懲戒規定」第9条に、「本法人の処分に対する不服申し立ては日本スポーツ仲裁機構に対して行うことができる」ことを明記している。	2021年 3月末日	左記のとうり。	「懲戒規定」
			2022年 3月末日	同上	
			2023年 3月末日	同上	
[12]危機管理および不祥事対応体制を確保すべきである。	(1)有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること。	1. 違反行為の発生することの無いように「倫理規定」を制定して会員、役員に広報、啓蒙している。 万一、違反行為が発生した場合は「懲戒規定」にもとずき対処するようにしている。 2. 台風、洪水、地震などの自然災害や、新型コロナウイルスなどの感染症などに対する会員の安全確保のための危機管理マニュアルの策定を順次進めている。	2021年 3月末日	一般的な「危機管理マニュアル」は2020年11月に制定し、2021年4月から適用している。 新型コロナウイルス感染が2020年1月から始まって日本全国に猛威を振るった(現在進行中)ために、これの対応を理事会で検討し、2020年度は全ての全国大会行事は中止とすることを決定した。個別・ローカルで開催する大会等の行事については、具体的な「新型コロナウイルス感染防止対策マニュアル」を作成し、徹底するようにした。これにより、ローンボウルズ行事関連の感染事例の発生は0件となっている。	「危機管理マニュアル」 (2020年11月制定)

			<p>2022年 3月末日</p>	<p>一般的な「危機管理マニュアル」は2020年11月に制定し、2021年4月から適用している。</p> <p>新型コロナウイルス感染が2020年1月から始まって日本全国に猛威を振るった(現在進行中)ために、2021年度も前年度に引き続き全ての全国大会行事は中止とすることを決定した。個別・ローカルで開催する大会等の行事については、具体的な「新型コロナウイルス感染防止対策マニュアル」を作成し、徹底するようにした。さらに近年は夏季の「熱中症被害」も市中で多発傾向にあるため、これへの注意喚起も十分に実行してきている。これらにより、ローンボウルズ行事関連の感染事例等の発生は0件となっている。</p>	<p>「新型コロナウイルス感染防止対策マニュアル」</p>
			<p>2023年 3月末日</p>	<p>新型コロナウイルス対策のワクチン接種が全国的に行き渡り、コロナとの共生社会の機運が広がって屋外でのスポーツ大会開催への規制が緩和されてきたことから、日本選手権大会およびその地区予選会の再開を2022年度から決定した。</p> <p>あわせて海外からの渡航制限も緩和されたので、2022年10月には第7回ジャパンオープン国際大会を実施した。これらに起因する感染事例の発生は無かったが、引き続き注意喚起している。</p>	

<p>(2)不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分および再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築する事。</p> <p>* 審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみに審査を実施する。</p>	<p>調査委員会を設置した実績はない。</p>	2021年 3月末日	この1年間で調査委員会を設置した実績はない。	
		2022年 3月末日	同上	
		2023年 3月末日	同上	
<p>(3)危機管理および不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること。</p> <p>* 審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみに審査を実施する。</p>	<p>外部調査委員会を設置した実績はない。</p>	2021年 3月末日	この1年間で外部調査委員会を設置した実績はない。	
		2022年 3月末日	同上	
		2023年 3月末日	同上	

[13]地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に関わる指導、助言および支援を行うべきである。	(1)加盟規定等の整備により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営および業務執行について適切な指導、助言および支援を行う事。	地方組織（関東ローンボウルズ協会および関西ローンボウルズ協会）の行う事業は、「地域に限定した事業」であり当法人（本部組織）の行う事業は「全国にまたがる事業」とすることを内規により明確にしている。 地方組織が開催する「運営委員会」等には本部役職員が陪席して適切な指導、助言および支援を行うようになっている。	2022年 3月末日	地方組織が開催する「運営委員会」等には本部役職員が陪席して適切な指導、助言および支援を行うことは励行されている。	
			2023年 3月末日	同上	
			2021年 3月末日	同上	
	(2)地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行う。	必要な情報提供は月刊情報紙「BJブリテン」あるいはメーリングリストを通じて実施している。	2021年 3月末日	「BJブリテン」の毎月定期発行はきちんと継続している。	「BJブリテン」
		2022年 3月末日	同上		
		2023年 3月末日	同上		

(別表-1)

組織運営等に関する基本計画：2020年度～2024年度（5年間）

<この5年計画は、毎年度末に見直して次5年間の計画を新規作成するものとする。>

2020年4月見直し・作成
 2021年3月31日 評価追記
 2022年3月31日 評価追記
 2023年3月31日 評価追記

業務分野	中長期目標	年度	各年度の達成目標	各年度の達成度の評価
普及	1. 登録会員数を5年間で50%増とする。 （現状250名 →5年後375名） 2. 体験教室などの普及講習会の充実 3. インドアカーペットや他競技施設を利用したの普及活動の推進	2020	2021年度登録会員数275名。 1-1)既存クラブ会員数10%増 1-2)新規登録1クラブ	新型コロナウイルス感染防止対策として活動自粛期間が長期にわたり、会員登録を辞退する団体も発生して、登録会員数はむしろ減少してしまった。2020年度247名→2021年度228名 詳細の内訳は（別表-2）に掲載するグラフに示す。
		2021	2022年度登録会員数300名。 1-1)既存クラブ会員数10%増 1-2)新規登録1クラブ	新型コロナウイルス感染防止対策として活動自粛期間が長期にわたり、会員登録を辞退する団体(帝京中高校クラブおよび愛知ボウルズ)も発生して、登録会員数はむしろ減少してしまった。 2021年度228名→2022年度206名 そんな中で、新規登録1クラブ(日栄LBC)があったのは朗報であった。 詳細の内訳は（別表-2）に掲載するグラフに示す。
		2022	2023年度登録会員数325名。 1-1)既存クラブ会員数10%増 1-2)新規登録1クラブ	新型コロナウイルス感染防止対策が落ち着きを見せ諸行事の自粛も緩和の方向となり、当法人も日本選手権大会を2022年度から開催した。しかし登録会員数の減少傾向を反転させるまでには至らず、2022年度206名→2023年度197名となった。 詳細の内訳は（別表-2）に掲載するグラフに示す。
		2023	2024年度登録会員数350名。 1-1)既存クラブ会員数10%増 1-2)新規登録1クラブ	

		2024	2025 年度登録会員数 375 名。 1-1)既存クラブ会員数 10%増 1-2)新規登録 1 クラブ	
競技力向上	1. 国際選手権大会での 3 位内入賞必達	2020	出場選手強化プログラムの 見直しと強化	新型コロナウイルス感染パンデミックにより 2020 年度の国際大会はすべて中止となった。従って出場選手強化プログラムの見直しも進まなかった。
		2021	1)世界選手権大会(ワールドコースト)で 6 位以内 (決勝 T 進出)達成 2)世界障がい者選手権大会(クワイストチャーチ)で 6 位以内達成	引き続き新型コロナウイルス感染パンデミックにより 2021 年度の国際大会はすべて中止となった。 世界選手権大会は 2023 年 8 月に延期となり、世界障がい者選手権大会もいまのところ開催計画は未定となっている。 従って出場選手強化プログラムの見直しも進まなかった。
	2022	アジア競技大会、アジアパラ大会 (中国杭州) で 3 位以内(メダル獲得)達成	ローンボウルズ先進国であるオーストラリアのローンボウルズ協会 (Bowls Australia) の資料を参考にして、選手強化プログラムを新しく作成し 2022 年度においてキックオフした。基礎力を強化することから開始したが、やや強制的に推進しようとする方向について反対する声があがり、次年度は一旦中断することになった。 2023 年 8 月に延期された世界選手権大会において、健常者の男子トリプルズ種目は決勝トーナメント進出を果たしたが障がい男子ペアーズ種目では予選ラウンドで敗退となった。アジアパラ大会 (中国杭州) も 2023 年 10 月延期となりまだ結果は出ていない。	
	2023	アジア・パシフィック大会 (中国新郷) で 3 位以内(メダル獲得)達成		
	2024	世界選手権大会 (香港) で 3 位以内(メダル獲得)達成		
マーケティング	スポンサー募集 1.日本選手権大会	2020	スポンサー募集活動展開	スポンサー募集活動も展開できなかった。
		2021	スポンサー募集活動展開	スポンサー募集活動も展開できなかった。

	優勝者賞金用 2.国際選手権大会 出場者旅費補助用	2022	スポンサー募集活動展開	京都地区でスポンサー協力を得られそうな団体が現れたが、当法人全体のスポンサーとはならず、京都在住クラブのスポンサーにとどまった。
		2023	スポンサー募集活動展開	
		2024	スポンサー募集活動展開	
ガバナンス強化	1.ガバナンスコード チェックリス100%達成 2. JOC へ準加盟団体として加盟	2020	ガバナンスコード第1回審査 (今後の方針整理)	ガバナンスコード適合性審査(第1回)は2020年度に終了し、不適合項目は無しという結果であった。 JOC 準加盟団体への加盟申請書は2020年度末にJOCへ提出した。
		2021	1. ガバナンスコード自己審査 公開 2.JOC へ準加盟団体として 加盟の準備	2021年度ガバナンスコード適合性自己審査は2022年10月までにホームページ上に公開した。 JOC 準加盟団体への加盟申請書は2020年度末に提出済みであるが、JOCが8月、9月の東京オリ・パラ事業終了後の後始末業務の多忙さのため(推察)、加盟審査委員会を開催するメドが立っていないとの理由により保留のままとなっている。
		2022	1. ガバナンス コード自己審査公開 2.JOC へ準加盟団体として 加盟	2022年度ガバナンスコード適合性自己審査は2023年10月までにホームページ上に公開した。 JOC への加盟申請は、ローンボウルズがまだオリンピック種目となっていないこと、当法人の規模がJOCの定める加盟基準に照らして不十分である、などの理由により、当面のあいだ見送りとなった。
		2023	ガバナンスコード自己審査 100%達成	
		2024	ガバナンスコード第2回審査	

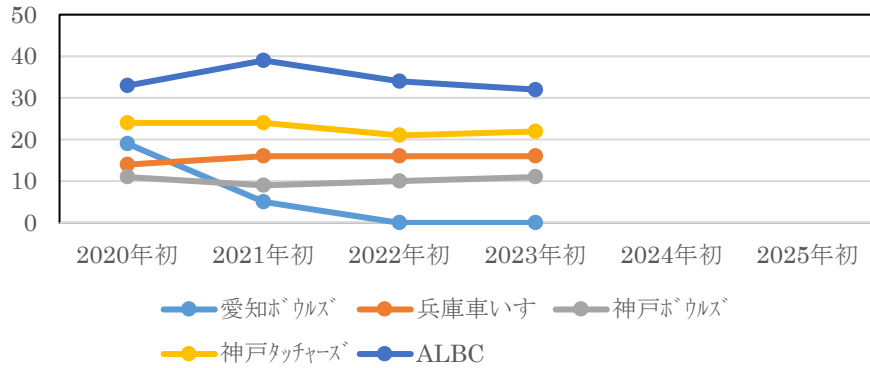
人材の採用	1, 若手、女性、外部人材の登用により、外部理事比率25%以上、女性理事比率40%以上、を達成すること。	2020		2021年度から外部理事4名、女性理事6名を登用する準備を整えた。女性理事比率40%を達成するためには更なる女性理事の登用を進める必要があり、定款の規定の改定、理事推薦の内規の改訂などを検討することになっている。
	2. 理事の在任継続年数上限10年の規定化(定款改訂)	2021	1-1)外部理事2名登用 1-2)女性理事2名登用 1-3)理事の過半数を60才代以下とする	2021年度から外部理事を0名から4名(来田、田原、山口、野口)に増やし、女性理事を3名から6名(来田、田原、山口、安田、松浦、松岡)に増やした。理事総数は20名から24名に増えた。この結果、外部理事比率 2020年度=0/20=0% → 2021年度=4/24=16.7% 女性理事比率 2020年度=3/20=15% → 2021年度=6/24=25%となり、目標に一歩近付いた。 また、2021年8月に定款を改訂して、理事総数の上限を25名から30名に増やした。これは来年度以降さらに外部理事および女性理事を増やすための準備である。 理事の過半数を60才代以下とする件については、24名中12名が60才代以下であるのでちょうど半数である。
		2022		2022年度も理事総数は前年度24名とほぼ同レベルの25名に抑えた上で、女性理事は6名から9名に増え外部理事は前年と同じ4名を維持したので、女性理事比率=9/25=36% 外部理事比率=4/25=16% とほぼ目標値に近い状態を達成することが出来た。次年度は役員改選期であるが、この目標値は引き続いて維持できる見込みである。 60才代以下の理事の総数は12名が16名と増えたので過半数となりある程度の若がえりは図られた。
		2023	1-1)外部理事2名登用 1-2)女性理事2名登用 1-3)理事の過半数を60才代以	

			<p>下とする</p> <p>2.理事の在任継続年数上限 10年の規定化（定款改訂）</p>	
		2024		
財務の健全化	<p>1.事業規模拡大のために収入財源拡大</p> <p>2.役職員（少なくとも、理事長および事務局長）の報酬支給の実現をするべく収入財源拡大</p>	2020	<p>1-1)会員数前年比 10%増による会費収入増</p> <p>1-2)団体賛助会費を前年より 5万円増</p> <p>2.寄付金、助成金等で 24万円/年の収入増の確保</p>	<p>新型コロナウイルス感染防止対策として活動自粛期間が長期にわたり会員数も減少したため会費収入は減少したが、受け入れ寄付金収入が増えたため合計の一般事業収入は 2019 年度に比べて 2020 年度は+240 千円 (+15.5%) の増となった。</p> <p>特定事業収入については 2020 年度はジャパンオープン大会を開催しなかったので大幅減となった。</p> <p>詳細の内訳は（別表-3）に掲載するグラフに示す。</p>
		2021	<p>1-1)会員数前年比 10%増による会費収入増</p> <p>1-2)団体賛助会費を前年より 5万円増</p> <p>2.寄付金、助成金等で 24万円/年以上の収入増の確保</p>	<p>新型コロナウイルス感染防止対策として活動自粛期間が長期にわたり会員数も減少したことに加え、事業活動が出来なかったことの特別措置として年会費を半額にしたこともあって、会費収入は半減した。さらに受け入れ寄付金収入も減少したことにより合計の一般事業収入は 2020 年度に比べて 2021 年度は-781 千円 (-48.3%) の大幅減となった。</p> <p>特定事業収入についても障がい者合宿事業の自粛、WMG 大会開催準備事業の縮小があつて、2020 年度に比べて 2021 年度は-777 千円 (-35.0%) の大幅減となった。</p> <p>詳細の内訳は（別表-3）に掲載するグラフに示す。</p>
		2022	<p>1-1)会員数前年比 10%増による会費収入増</p> <p>1-2)団体賛助会費を前年より 5万円増</p> <p>2.寄付金、助成金等で 24万円/年以上の収入増の確保</p>	<p>年会費半額化の特別措置は昨年度限りとしたので会費収入は昨年度よりは増えたが、会員数の減少が反転していないため目標は未達である。助成金収入も 2022 年度は第 7 回ジャパンオープン国際大会を開催したので増えたが、全体の財政状況の改善にはつながっていない。収益事業を持たないことを基本としている NPO 法人であることを見直すべきかどうかとの考えも出ている。</p>

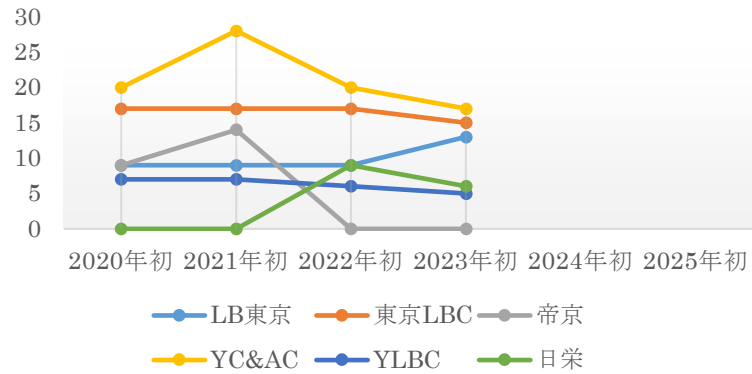
		2023	1-1)会員数前年比 10%増による会費収入増 1-2)団体賛助会費を前年より5万円増 2.寄付金、助成金等で24万円/年以上の収入増の確保	
		2024	1-1)会員数前年比 10%増による会費収入増 1-2)団体賛助会費を前年より5万円増 2.寄付金、助成金等で24万円/年以上の収入増の確保	

(別表-2)

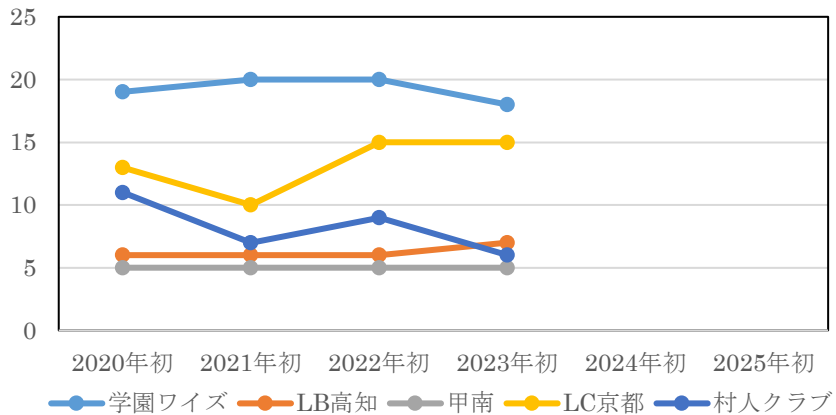
関西地区(1)クラブ別登録会員数
推移グラフ



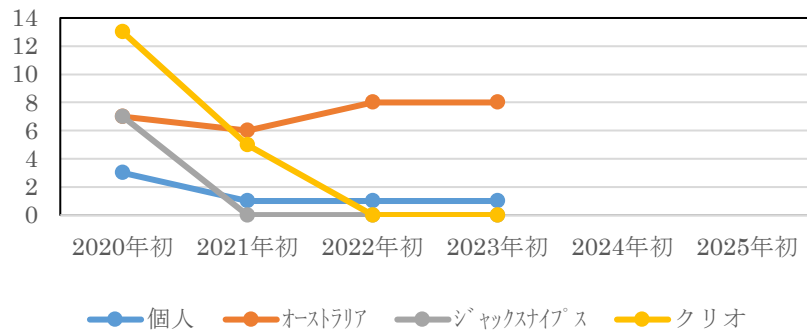
関東地区クラブ別登録会員数
推移グラフ



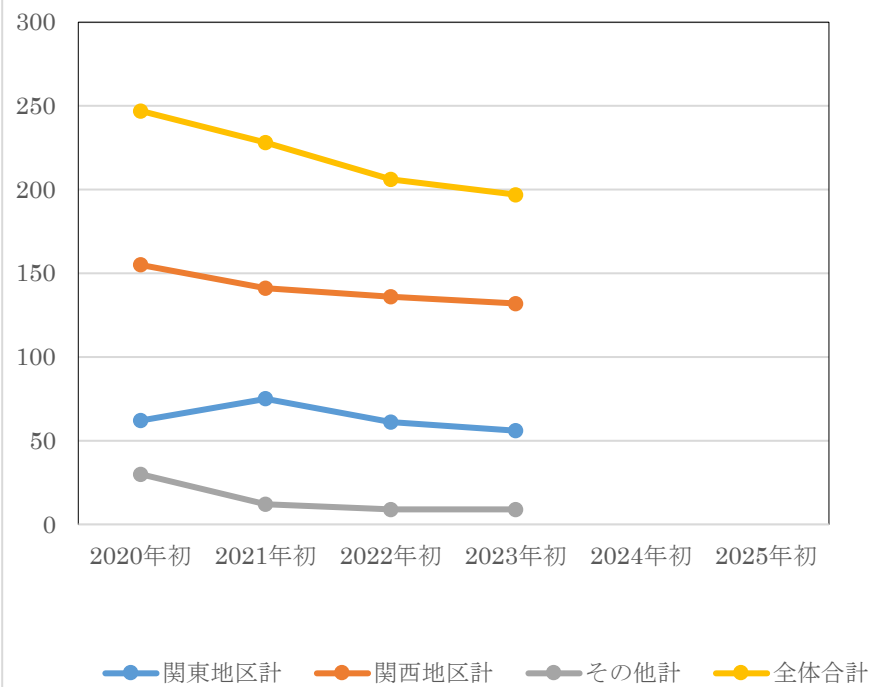
関西地区(2)クラブ別登録会員数
推移グラフ



その他 クラブ別登録会員数
推移グラフ



地区別および全体登録会員数推移グラフ



(別表-3)

